

## 1人1台端末共同調達部会 会則

### (設置)

第1条 「新潟県学校 ICT 環境整備推進協議会規約」第9条に基づき、1人1台端末共同調達部会（以下「調達部会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 調達部会は、新潟県内の公立義務教育諸学校の児童生徒1人1台端末の共同調達（以下「共同調達」という。）を円滑に進めること、県内の端末の利活用の活性化に向けた方針の検討・策定や、校務分野における業務改善に向けた取組の共有、諸般の課題解決に向けた情報交換などを通じた、ICTによる域内の学校教育の改善・底上げを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 調達部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 共同調達に関する事業
- (2) その他部会の目的を達成するために必要な事業

### (委員)

第4条 調達部会の委員は、次の者とする。

- (1) 新潟県教育庁義務教育課指導参事
- (2) 市町村教育委員会の ICT 機器の調達担当者及び ICT 教育の指導担当者  
（「担当」を兼務する場合も認める。）
- (3) 部会長が必要と認める者

### (部会長)

第5条 調達部会に部会長1名を置く。

- 2 部会長は、新潟県教育庁義務教育課参事とする。
- 3 部会長は、調達部会を総括する。

### (調達部会の開催)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、委員をもって構成する。

- 2 会議は、部会長が必要に応じて招集する。
- 3 会議は、各市町村教育委員会から最低1名は出席（委任状による出席、または代理出席を含む。）をもって成立し、その議決は出席委員（同じ市町村教育委員会から複数の出席があっても、代表1票の議決権を有する）の過半数で決

し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 5 第3項の規定にかかわらず、議決権を有する委員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、可決する旨の議決があったものと見なす。

(事務局)

第7条 調達部会の庶務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、新潟県教育庁義務教育課から構成する。
- 3 事務局には事務局長を置き、新潟県教育庁義務教育課教育情報化推進担当をもって充てる。

付 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。